

# 特車申請方法の変更について(包括申請)

## 包括申請における積載重量の最小重量統一をとりやめる

包括申請における積載重量はトラクタとトレーラの組合せによっては、車検証に示す積載可能な総重量が異なり、間違った組合せによっては、過積載となることが懸念されることから、申請された車両の組合せのうち最小重量を統一して申請するように運用していた。

### ■これまでの申請方法

- 積載物重量のうち、最小重量を統一するように運用  
→最小重量に統一されていない場合は、申請を差し戻し
- 最小重量ではなく、可能な積載重量で通行したい場合は、別申請を実施  
→別申請を行うための手間が余分に発生

### ■申請方法の変更（全国統一）

- 積載物重量を最小重量に統一せず、他法令が遵守されたうえでの可能な積載重量により申請ができるように運用を変更する。  
→別申請や差し戻しが無くなり、審査の迅速化が図られる  
→全国的に審査方法の統一  
→物流の効率化  
→申請者側の申請手間の軽減

### ○包括申請とは

車両の台数が2台以上の申請をいい、次の事項が同一でなければならない。

- 車種
- 通行経路
- 積載貨物
- 通行期間

「車種が同一」とは、車両の種類及び軸種が同じであることをいう。(積載貨物の寸法のみ分割ができないために通行許可の対象となる車両については、軸種は問わない)なお、バン型等の連結車(特例8車種)における車種が混在した申請については、認められない。

**【参考】申請書の具体的な変更点は、別紙申請書を参照**

## 申請書の具体的な変更点

様式第二

### 特殊車両通行 許可認定 申請書 (新規)

平成28年12月5日

通行開始年月日	平成28年12月6日	〒			
通行終了年月日	平成30年12月5日	住所			
申請区分	海上コンテナ(9'6)	会社名・氏名			
車両番号等	車名及び型式	代表者名			
他 0台	いすゞ QRG-FXD52AD	担当者名			
他 22台	フルハーフ KHKG240N	事業区分	区域		
		積載 貨物	幅	高さ	長さ
			244 cm	290 cm	1219 cm
		品名	海上コンテナ (ボックス・40(t))		

軸種数	1				
車両諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	37020 kg	1218 cm	150 cm	18990 kg	1591 cm
幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重	
	249 cm	410 cm	1090 cm	10900 kg	5450 kg

通行区分	往復	通行経路数	4 経路	
<p><b>これまでの申請方法の場合は、総重量35.12t(差1.9t)</b></p>				
前回	-	-	-	-

### 特殊車両通行 許可証 認定書

国中整三道管 第 号

申請のとおりに 許可認定 する。ただし、別紙の条件に従うこと。

許可証 認定書の有効期間	自	平成29年1月20日	道路管理者 中国地方整備局長
	至	平成31年1月19日	

### 車両内訳書

受付許可番号 国中整三道管 号

軸数: 4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸 (S1.1-2)

整理番号	区分	車名	型式	車両番号	車両番号	車両番号	車両番号	車両番号
1	トラクタ	いすゞ	QRG-FXD52AD					
1	トレーラ	フルハーフ	KFKGF240N					
2	トレーラ	トレス	CTB24002					
3	トレーラ	東邦	TC28H32改					
4	トレーラ	東邦	TC31J7K2S					

**海上コンテナ通行におけるトラクタ1台とトレーラ4台の包括申請の例**

(注)整理番号は車両の諸元に関する説明書の整理番号と一致する。

【1】 前記「(注)」は、「(注)」の最長上の注意事項。

1. 本証の交付を受けた者は、(注)1.事項を申請書中に記載しなければならない。

2. 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することができない。

3. 通行区間、本証に記載されていない通行区間、通行経路等は遵守しなければならない。

4. 通行条件等により、道路管理者等から同意命令を受けた場合には、それに従わなければならない。

5. 本証に記載されている事項は、通行経路等に変更があった場合には、道路管理者の同意を得る必要がある。

【2】 前記事項は別紙「取扱いの手続き」

この特殊車両通行許可証又は指図書について不備があるとき、行政不服審査法の定めるところにより、本証を交付した日の発行日から起算して3か月以内に国土交通大臣へ、請求することができる。(なお、本証を交付した日の発行日から起算して3か月以内であっても、発給の日から1年を経過すると取消請求することができなくなる。)また、行政不服審査法の定めるところにより、本証を交付した日(当該指図書につき、書面交付した場合においては、それ以外、これに対する請求の発給を受けた日)の発行日から起算して6か月以内、国を被告として(訴訟に際しては被告とする被告訴訟大目となる。)、発給の取消の請求を提起することができる。(なお、本証を交付した日又は指図書の発給を受けた日の発行日から起算して6か月以内であっても、発給の日から起算して1年を経過すると発給の取消の請求を提起することができなくなる。)

# 特車申請方法の変更について(包括申請)

## 申請書の具体的な変更点

車両の諸元に関する説明書

受付許可番号	国中整三道管 第 号		
通行開始年月日	平成28年12月6日	通行終了年月日	平成30年12月5日
申請区分	新規	通行区分	往復
事業区分	区域	対象車両	
積載貨物品名	分類	コンテナ	
	品名	海上コンテナ(ボックス・40ft)	
車種区分	車両の種類		
	軸種		
新規開発車両の基本通行条件	高さ		
	長さ		
	重量	該当せず	
	車両台数	車両型式	代表車両番号
トラック・トラクタ	1台	QKG-EXD52AD	
トレーラ	23台	KPKGF240N	

これまでの申請方法の場合は、総重量35.12t(差1.9t)

自重				積載物重量				合計
トラクタ自重	乗員(2人)	第1トレーラ自重	第2トレーラ自重	小計	前部	後部	小計	
7.08 t	0.11 t	4.83 t		12.02 t	25.00 t		25.00 t	37.02 t

幅(B)	高さ(H)	長さ(L)	最大軸重	最遠軸距	最小隣接軸距	リアオーバーハング	最大軸重軸最外輪中心間距離
249 cm	410 cm	1591 cm	10.90 t	1218 cm	150 cm	0 cm	200 cm
各輪の軸間距離および荷重点等の距離							
11	12	13	14	15	16	17	18
19	110	111	112	113	114	115	-

荷重分布表	A軸 B軸 C軸 D軸 E軸 F軸 G軸 H軸										合計	
	自重+乗員		積載物		計		輪荷重		最外輪中心間距離(G)コード			

トラクタ

整理番号	車両自重		積載物重量		車両諸元			最大軸重	最遠距離	最小隣接距離	最大軸重軸最外輪中心間距離
	トラクタ	乗員	前部	後部	幅(B)	高さ(H)	長さ(L)				
1	7.08 t	0.11 t			249 cm	316 cm	392 cm	10.90 t	252 cm	318 cm	200 cm
合成値	7.08 t	0.11 t			249 cm	316 cm	392 cm	10.90 t	252 cm	318 cm	200 cm

トレーラ

整理番号	車両自重		積載物重量		車両諸元			最大軸重	最遠距離	最小隣接距離	最大軸重軸最外輪中心間距離
	トレーラ	乗員	前部	後部	幅(B)	高さ(H)	長さ(L)				
1	4.83 t		23.10 t		247 cm	410 cm	1197 cm	9.48 t	972 cm	155 cm	200 cm
2	4.67 t		23.30 t		249 cm	410 cm	1199 cm	9.45 t	966 cm	150 cm	200 cm
3	4.79 t		23.20 t		249 cm	410 cm	1189 cm	9.54 t	967 cm	155 cm	200 cm
4	4.19 t		25.00 t		249 cm	410 cm	1198 cm	9.23 t	1078 cm	155 cm	200 cm

**【申請方法の統一】**  
 これまでは申請する各組合せの積載物重量のうち最小の積載物重量に統一して申請するように運用していましたが、各組合せで他法令を遵守する積載物重量であれば、異なる重量でも申請できるように変更します。(これまでは、上記口内は全て23.10t)